

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

平成30年2月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

國民年金關係 0件

厚生年金保險關係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

國民年金關係 1件

厚生年金保險關係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700069 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700040 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 23 年 8 月 31 日は 140 万円、平成 24 年 8 月 31 日は 130 万円、平成 26 年 8 月 11 日は 100 万円にすることが必要である。

平成 23 年 8 月 31 日、平成 24 年 8 月 31 日及び平成 26 年 8 月 11 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 8 月 31 日、平成 24 年 8 月 31 日及び平成 26 年 8 月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 23 年 8 月 31 日
② 平成 24 年 8 月 31 日
③ 平成 26 年 8 月 11 日

私は、請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）に A 社から賞与が支給されていたが、人事労務の事務担当者が退職し、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）に関する引継ぎも行われておらず、役員の賞与は従業員の賞与とは別物であると考えていたことから、請求期間について、同社は年金事務所に役員に係る賞与支払届の提出を失念しており、請求期間の標準賞与額に係る記録が無い。

A 社が保管している請求期間の賃金台帳には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるのに、年金事務所の記録には当該賞与に係る年金記録が無いので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した請求期間に係る賃金台帳及び「役員賞与の算定」表記の議決書から、請求者は、同社から請求期間①は 140 万円、請求期間②は 130 万円、請求期間③は

100万円の賞与が支給され、当該賞与の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、A社の商業登記簿によると、請求期間当時、請求者は取締役であることが確認できるところ、i) 請求期間①及び②当時の人事担当者は、「賞与支払届の提出は、誰かの指示を受けて行うものではなく、業務として年金事務所に提出するべきものであったが、届出漏れが生じたのは、会社及び請求者の指示によるものではなく、私の失念が原因である。」、ii) 請求期間③当時の人事担当者は、「役員賞与の賞与支払届について、前任者からの引継ぎが行われておらず、また、従業員の賞与と役員賞与は別物であると考えていたことから、役員賞与の賞与支払届を年金事務所に提出することは不要と認識していたので、請求期間③の賞与支払届を提出していない。」と回答していることから、請求期間当時、請求者が請求期間に係る賞与支払届が年金事務所に提出されていないことを承知していた事情はうかがえない。

さらに、A社、上述の人事担当者及び請求期間に懇意にしていた社会保険労務士事務所の回答から、平成29年7月に請求期間に係る賞与支払届の年金事務所への提出漏れが判明しており、請求者による虚偽の届出（届出を故意に行わなかった）の形跡等をうかがわせる事情も見当たらないことから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の賞与支払届を、年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700070 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700041 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成23年8月31日及び平成24年8月31日は150万円、平成26年8月11日は120万円にすることが必要である。

平成23年8月31日、平成24年8月31日及び平成26年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月31日、平成24年8月31日及び平成26年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成23年8月31日
② 平成24年8月31日
③ 平成26年8月11日

私は、請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）にA社から賞与が支給されていたが、人事労務の事務担当者が退職し、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）に関する引継ぎも行われておらず、役員の賞与は従業員の賞与とは別物であると考えていたことから、請求期間について、同社は年金事務所に役員に係る賞与支払届の提出を失念しており、請求期間の標準賞与額に係る記録が無い。

A社が保管している請求期間の賃金台帳には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるのに、年金事務所の記録には当該賞与に係る年金記録が無いので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が提出した請求期間に係る賃金台帳及び「役員賞与の算定」表記の議決書から、請求者は、同社から請求期間①は170万円、請求期間②は150万円、請求期間③は

120万円の賞与が支給され、当該賞与の標準賞与額（請求期間①は標準賞与額の上限である150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、A社の商業登記簿によると、請求期間当時、請求者は代表取締役であることが確認できるところ、i) 請求期間①及び②当時の人事担当者は、「賞与支払届の提出は、誰かの指示を受けて行うものではなく、業務として年金事務所に提出するべきものであったが、届出漏れが生じたのは、会社及び請求者の指示によるものではなく、私の失念が原因である。」、ii) 請求期間③当時の人事担当者は、「役員賞与の賞与支払届について、前任者からの引継ぎが行われておらず、また、従業員の賞与と役員賞与は別物であると考えていたことから、役員賞与の賞与支払届を年金事務所に提出することは不要と認識していたので、請求期間③の賞与支払届を提出していない。」と回答していることから、請求期間当時、請求者が請求期間に係る賞与支払届が年金事務所に提出されていないことを承知していた事情はうかがえない。

さらに、A社、上述の人事担当者及び請求期間に懇意にしていた社会保険労務士事務所の回答から、平成29年7月に請求期間に係る賞与支払届の年金事務所への提出漏れが判明しており、請求者による虚偽の届出（届出を故意に行わなかった）の形跡等をうかがわせる事情も見当たらないことから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の賞与支払届を、年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700101 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700042 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 事業所（現在は、A 社 C 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 38 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 2 万円とすることが必要である。

昭和 38 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 38 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 10 月 22 日から昭和 61 年 4 月 20 日まで A 社に継続して勤務していたが、同社の B 事業所から D 事業所に異動した際の請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した A 社からの請求者宛ての回答、同社から提出された請求者に係る在籍証明書及び社員台帳、同社の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し（昭和 38 年 4 月 1 日に A 社 B 事業所から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 38 年 2 月の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和 38 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出及び保険料の納付を行ったか否かは不

明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を同年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年3月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700118 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700013 号

第1 結論

昭和 47 年＊月から昭和 52 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 47 年＊月から昭和 52 年 3 月まで

私が家業を継いだ昭和 51 年 4 月に、母が A 町（現在は、B 市）役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は昭和 47 年＊月まで遡って納付したと聞いているが、同年＊月から昭和 50 年 3 月までの期間は国民年金に未加入及び同年 4 月から昭和 52 年 3 月までの期間は納付記録が未納となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が昭和 51 年 4 月に A 町で国民年金の加入手続を行い、20 歳到達時の昭和 47 年＊月まで遡って国民年金保険料を納付した旨主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 54 年 1 月頃に同町において払い出されたものと推認され、この頃に国民年金の加入手続が行われたと考えられ、昭和 50 年 4 月 1 日に遡って資格を取得しており、請求者の主張と相違する。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳及び A 町が管理した国民年金被保険者名簿には、資格取得日が「昭和 50 年 4 月 1 日」と記録されている上、当該取得日はオンライン記録及び請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金の「初めて被保険者となった日」と一致していることから、請求期間のうち昭和 47 年＊月から昭和 50 年 3 月までの期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することはできない期間となる。

さらに、上述の払出時点において、請求期間のうち昭和 50 年 4 月から昭和 51 年 9 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、i) 上記被保険者台帳及び被保険者名簿には、昭和 51 年 10 月から昭和 52 年 3 月までの期間に係

る保険料が納付されている記録は見当たらないこと、ii) 昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの保険料（4,200 円）が保険料納付の時効期限（昭和 54 年 4 月 30 日）を越えた昭和 54 年 5 月 4 日に徵収決定外誤納額 4,200 円として当該被保険者台帳に記録され、同年 5 月 8 日に還付決定されている記録が確認でき、当該誤納額を還付していることがうかがえることから判断すると、昭和 51 年 10 月から昭和 52 年 3 月までの保険料が時効の期限までに納付されていたとは考え難い。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の母親は、高齢等の理由により聴取可能な状況ではなく、請求期間当時の保険料納付等について具体的な陳述を得ることができない。

その上、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構 C 事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所（当時）が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700095 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700043 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD市役所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月 21 日から同年 2 月 13 日まで
② 昭和 46 年 4 月 23 日から同年 6 月 30 日まで
③ 昭和 51 年 11 月 22 日から昭和 52 年 4 月 17 日まで

私は、請求期間①はA事業所、請求期間②はC事業所、請求期間③はD市のE部署にそれぞれ勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が提出した在職証明書及びF事業所から提出された人事記録から、請求者は、昭和 46 年 1 月 21 日から同年 2 月 12 日まで A 事業所に短期日々雇用職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所は、「請求期間①当時、短期日々雇用職員は任用期間が 1 か月未満の者であり、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答していることから、請求期間①当時、A 事業所では、短期日々雇用職員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、請求者は一緒に勤務した同僚 3 名を記憶しているが、覚えているのは名字のみである上、B 事業所は、請求者以外の者の情報を回答することはできない旨を陳述していることから、請求期間①当時、A 事業所において厚生年金保険の被保険者記録がある者 10 名に照会を行ったが、回答のあった者全員が、請求者を知らな

い、又は覚えていない旨を回答しており、当該期間における厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求期間①において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の番号（整理番号）に欠番もない。

- 2 請求期間②について、請求者が提出した在職証明書、F事業所から提出された人事記録及びC事業所の承継事業所であるB事業所の回答から、請求者は、昭和46年4月23日から同年6月29日までC事業所に日々雇用職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所は、請求者に係る資料は人事記録以外に保管しておらず、請求者の給与から厚生年金保険料を控除したか否か不明である旨を回答していることから、請求者の請求期間②における厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求者が記憶する同僚のうち、連絡先が特定できた6名及び請求期間②当時、C事業所において厚生年金保険の被保険者記録がある者10名に照会を行っても、請求者の当該期間に係る厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求期間②において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の番号（整理番号）に欠番もない。

- 3 請求期間③について、請求者が提出した雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、請求者は、昭和51年11月22日から昭和52年4月16日までD市役所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D市は、請求者の請求期間③に係る資料は無く、請求者の勤務実態及び厚生年金保険への加入の有無等については不明である旨を回答していることから、請求者の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

また、D市は、「当市のE部署に勤務している者を厚生年金保険に加入させる場合、厚生年金保険の適用事業所である『D市役所』で適用していた。」と回答していることから、D市役所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求期間③において請求者の氏名は見当たらず、健康保険の番号（整理番号）に欠番もない。

さらに、請求者は同僚4名を記憶しているが、覚えているのは名字のみであるところ、D市は、当該4名の連絡先は不明である旨を回答している上、請求期間③当時、厚生年金保険の適用事業所であるD市役所において厚生年金保険の被保険者記録がある者10名に照会を行ったが、回答のあった者全員が、請求者を知らない、又は覚えていない旨を回答しており、当該期間における厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

加えて、請求者の夫が加入していた共済組合は、「請求者は、昭和 51 年 7 月 21 日から平成 25 年 3 月 31 日まで当共済組合に加入する組合員の被扶養者であった。」と回答しており、請求者は、請求期間③において、請求者の夫の被扶養者であったことが確認できる。

- 4 このほか、請求者は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により、請求者の請求期間①、②及び③に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの事実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。